

（宛先）太田市長

事業者 住所
氏名 ⑩
（法人その他の団体にあつては、所在地、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

事業計画に係る事前協議書

太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第11条の規定により、
次の事業について関係書類を添えて届け出ます。

事業名		
想定発電出力		
年間想定発電量		
事業区域	所在	
	面積	

事業者 住所
 氏名 ⑩
 （法人その他の団体にあつては、所在地、
 名称及び代表者の氏名）
 電話番号

維持管理に係る計画書

事業区域	所在	
	面積	
期間	工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
	発電予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
発電概要	想定発電出力	
	年間想定発電量	
太陽光パネル発電 設備	製品番号等	
	設置枚数	
	設置面積	
	高さ	
	色彩	
附属設備（パワー コンディショナー）	製品番号等	
	設置箇所数	
	容量	
	定格出力	
	発生騒音量 （公称値）	
工事施行者	住所	
	氏名	
	電話番号	

電気事業者	住所	
	氏名	
	電話番号	
事業区域の管理者	住所	
	氏名	
	電話番号	
	管理内容等	
点検予定業者等	住所	
	氏名	
	電話番号	
	点検の頻度	
管理者点検概要 （点検頻度、補修・更新時期等が異なる場合は、それぞれ明記すること。）	点検項目等	発電設備について
		附属品等について
		その他必要な点検項目
緊急時の連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	

備考 工事施行者、電気事業者、事業区域の管理者、点検予定業者等又は緊急時の連絡先が法人である場合は、当該者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

立地環境に関する概要書

1 事業区域の概要

所在	
面積	
区域区分	市街化区域 ・ 市街化調整区域 ・ 区域区分非設定区域
特別保全地区の区域	

2 事業区域の土地利用規制等の状況

(1) 自然環境の保全に関する規制区域

鳥獣保護区 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項) ※鳥獣保護区等位置図で確認

(2) 景観の保全に関する規制地域

太田市景観計画に定める景観資源 近接する景観資源の名称 [] 当該景観資源からの距離 [] m

(3) 災害防止に関する規制地域（事業に一部でも含まれる場合は該当）

砂防指定地（砂防法第2条）
洪水浸水想定区域（水防法第14条第1項）
地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条第1項）
急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項）
保安林の土地の区域（森林法第25条第1項）
河川区域又は河川保全区域（河川法第6条第1項及び第54条第1項）

3 事業区域周辺の状況

(1) 事業区域と周辺集落との関係

最も近い住宅までの距離	
建築物が集積した地区までの距離	

(2) 事業区域からの排水先に関する概要

事業区域からの雨水排水放流先	有・無	放流先
----------------	-----	-----

(3) 事業区域への主たる進入経路及び前面道路の状況

路線名	
前面道路幅員	
進入経路（国道、県道又は市道から事業区域までの進入経路を記載してください。）	

第 号
年 月 日

様

太田市長



審査指示書

年 月 日付けで提出された事業計画に係る事前協議書について、太田市環境、
景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第4条第3項の規定により、次
のとおり通知します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
審査指示事項		1 計画の変更 2 留意事項
備考		

（宛先）太田市長

事業者 住所
氏名 ⑩
（法人その他の団体にあつては、所在地、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

事前協議取下書

年 月 日付けで提出した事業計画に係る事前協議書による協議は、太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第4条第5項の規定により、次のとおり取り下げます。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
取下げの理由		

（宛先）太田市長

事業者 住所
氏名 ⑩
（法人その他の団体にあつては、所在地、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

審査指示事項回答書

審査指示書（ 年 月 日 第 号）により指示のあつたことについて、太田市環
境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第4条第6項の規定により、
次のとおり回答します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
回答内容		

第 号
年 月 日

様

太田市長



事前協議終了通知書

年 月 日付けで届出がありました太陽光発電設備の設置に係る事業計画については、審査の結果、太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の基準に適合していると認められたので、太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第4条第7項の規定により、次のとおり事前協議が終了したことを通知します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	
	面積	

備考 この事前協議終了通知書の有効期間は、通知した日の翌日から起算して1年が経過する日までとします。

（宛先）太田市長

事業者 住所
氏名 ⑩
（法人その他の団体にあつては、所在地、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

事業計画変更届

年 月 日付けで提出した事業計画に係る事前協議書について、次のとおり変更するので、太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第4条第8項の規定により届け出ます。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
変更事項		
変更理由		

様式第9号（第5条関係）

太陽光発電設備設置計画についてのお知らせ

太陽光発電設備設置計画についてのお知らせ		
事業者	住所	
	氏名又は名称	
	電話番号	
事業区域	所在	
	面積	
発電施設の種別		
想定発電出力		
年間想定発電量		90cm以上
予定工事期間		
工事施行者	住所	
	氏名又は名称	
	電話番号	
代理人	住所	
	氏名又は名称	
	電話番号	
標識設置		年 月 日

90cm以上

（宛先）太田市長

事業者 住所
 氏名 ⑩
 （法人その他の団体にあつては、所在地、
 名称及び代表者の氏名）
 電話番号

標識設置報告書

次のとおり標識を設置したので、太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第12条第5項の規定により、関係書類を添えて報告します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
想定発電出力		
年間想定発電量		
工事予定期間		年 月 日から 年 月 日まで
工事施行者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	
標識設置年月日		

備考 工事施行者又は代理人が法人である場合は、当該者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

（添付書類）

- 1 標識を設置した場所が明示された図面
- 2 標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真

(宛先) 太田市長

事業者 住所
氏名 ⑩
(法人その他の団体にあつては、所在地、
名称及び代表者の氏名)
電話番号

標識設置変更報告書

次のとおり標識の内容を変更したので、太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第 5 条第 4 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
変更事項		
変更内容		

(添付書類)

- 1 変更後の標識を設置した場所が明示された図面
- 2 変更後の標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真

（宛先）太田市長

事業者 住所
氏名 ⑩
（法人その他の団体にあつては、所在地、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

説明会開催報告書

次のとおり近隣住民等に対する説明会を開催したので、太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第12条第5項の規定により、関係書類を添えて報告します。

受付番号			
事業名			
事業区域	所在		
	面積		
開催日時	年	月	日 時から 時まで
開催場所			
出席者の状況	近隣住民等	名	
	説明者	名	

（添付書類）

- 1 説明会で配布した資料
- 2 その他市長が必要と認める書類

（宛先）太田市長

事業者 住所
 氏名 ⑩
 （法人その他の団体にあつては、所在地、
 名称及び代表者の氏名）
 電話番号

協議状況報告書

太陽光発電設備の設置に関する事業計画について近隣住民等と協議したので、太田市環境、
 景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第12条第5項の規定により、その結
 果を次のとおり報告します。

受付番号		
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
協議日時		年 月 日 時から 時まで
協議場所		
協議内容	意見の概要	
	回答の概要	

注 この様式内に記入しきれない場合は、別紙に記入し、添付してください。

（添付書類）

- 1 意見書の写し
- 2 見解書の写し

（宛先）太田市長

事業者 住所
 氏名 ⑩
 （法人その他の団体にあつては、所在地、
 名称及び代表者の氏名）
 電話番号

事業計画の許可申請書

次のとおり太陽光発電設備の設置を行いたいので、太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第13号第1項の規定により申請します。

事業名		
事業区域	所在	
	面積	
	特別保全地区の区域	
発電概要	想定発電出力	
	年間想定発電量	
太陽光発電設備	設置規模（枚数・基数）	
	設置面積	
工事施行者	住所	
	氏名	
	電話番号	
工事予定期間	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
事業の施行に必要な法令及び他の条例の許可の取得の状況		
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第4条第1項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況		

備考 工事施行者が法人である場合は、当該者に係る住所及び氏名の欄には、所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。

※手数料欄	※受付番号	年 月 日	第 号
	※許可番号	年 月 日	第 号

※欄は記入しないでください。

（宛先）太田市長

事業者 住所
氏名 ⑩
（法人その他の団体にあつては、所在地、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

事業計画の変更許可申請書

次のとおり太陽光発電設備設置の内容を変更したいので、太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第15条第1項の規定により申請します。

事業名		
事業区域	所在	
	面積	
変更事項		
変更内容		

※手数料欄	受付番号	年 月 日 第 号
	許可番号	年 月 日 第 号

※欄は記入しないでください。

許可第 号
年 月 日

様

太田市長



許可通知書

年 月 日付け受付番号第 号で申請のあった太陽光発電設備設置の許可申請について、太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第 条第1項の規定により、下記のとおり許可したので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 事業区域の所在
- 3 事業区域の面積
- 4 許可の条件

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に太田市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、太田市を被告として（訴訟において太田市を代表する者は太田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

太田市長



許可しない旨の通知書

年 月 日付け受付番号第 号で申請のあった太陽光発電設備設置の許可申請について、下記のとおり許可しないことを通知します。

記

- 1 事業名
- 2 事業区域の所在
- 3 事業区域の面積
- 4 不許可とする理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に太田市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、太田市を被告として（訴訟において太田市を代表する者は太田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第18号（第16条関係）

太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の許可標識

太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の許可標識		
許可を受けた者	住所	
	氏名又は名称（代表者氏名）	
	電話番号	
許可の概要	許可番号	
	許可年月日	
	事業区域	所在
		面積
	発電施設の種別	
	想定発電出力	
	年間想定発電量	
工事期間		
工事施行者	住所	
	氏名又は名称（代表者氏名）	
	電話番号	
許可をした機関	名称	
	連絡先	

60cm以上

50cm以上

（宛先）太田市長

事業者 住所
氏名
（法人その他の団体にあつては、所在地、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

太陽光発電設備設置の着手届出書

次のとおり太陽光発電設備設置に着手するので、太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第18条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

許可番号	許可第 号	
許可年月日	年 月 日	
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
着手する年月日	年 月 日	

（添付書類）

- 1 許可通知書の写し
- 2 標識を設置した場所が明示された図面
- 3 標識の設置の状況及び標識に記載された内容が分かる写真

（宛先）太田市長

事業者 住所
氏名 ⑩
（法人その他の団体にあつては、所在地、
名称及び代表者の氏名）
電話番号

太陽光発電設備設置の完了（廃止）届出書

次のとおり太陽光発電設備設置を完了（廃止）したので、太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第19条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

許可番号	許可第 号
許可年月日	年 月 日
事業名	
事業区域	所在
	面積
完了（廃止）をした年月日	年 月 日

備考 完了届出書については、次の書類を添付すること。

- 1 工事写真（各工程の写真）
- 2 工事完了状況が確認できる写真
- 3 事業区域の位置を示す図面
- 4 土地利用計画平面図

第 号
年 月 日

様

太田市長



検査済証

年 月 日付けの太陽光発電設備設置の完了届出書により完了の届出のあった事業については、検査の結果、許可内容に適合しているため、太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第19条第2項の規定により、次のとおり通知します。

許可番号	許可第 号	
許可年月日	年 月 日	
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
検査日	年 月 日	

第 号
年 月 日

様

太田市長



検査済証を交付できない旨の通知書


年 月 日付けの太陽光発電設備設置の完了届出書により届出のあった事業については、検査の結果、許可内容に適合していないため、太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第19条第2項の規定により、次のとおり通知します。

許可番号	許可第 号	
許可年月日	年 月 日	
事業名		
事業区域	所在	
	面積	
検査日	年 月 日	
不適合の理由		

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に太田市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に、太田市を被告として（訴訟において太田市を代表する者は太田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表面）

身分証明書		No.
所 属		
職 名		
氏 名		
生年月日		
この者は、太田市 環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例第32条の規定に基づく立入検査等を行う者であることを証明する。		
有効期限	年 月 日まで	
	年 月 日	
	太田市長	

（裏面）

太田市環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（抜粋）

（立入検査等）

第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特別保全地区内の事業に係る事業者若しくは工事施行者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を証明する書類を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査等の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。